

# 不 用 物 品 売 払 公 告

下記のとおり不用物品を一般競争入札により売払いするので公告します。

令和8年4月30日

分任契約担当官

岡山森林管理署長 中村 彰男

記

## 1 競争に付する売払物品

- (1) 物 件 名     1号 軽貨物自動車 (スズキ キャリィ)  
                  2号 普通乗用車 (スズキ エスクード)  
                  3号 軽貨物自動車 (ダイハツ ハイゼット)  
                  4号 軽貨物自動車 (スズキ エブリィ)

- (2) 売払物品の     1号～4号 岡山森林管理署  
保管場所         岡山県津山市小田中228-1

## 2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者若しくは準ずるものとして農林水産省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (4) この入札に参加を希望する者は、以下の証明書類等を入札保証金の受付終了時間の5分前までに入札会場における受付場所に提出すること。
- ①個人で入札に参加しようとする者は、身分を証明できる書類
  - ②法人で入札に参加しようとする者は、法人の登記簿謄本
  - ③代理人が入札する場合は、上記①または②に加え、物件番号ごとの委任状

### 3 入札方法

- (1) 入札書は物件番号ごとに別葉とし、上記1(1)の物件名を入札書の所定の欄に記載すること。
- (2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の110に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

入札書記載価格＝

$$\{[\text{保険料等}^{\ast}\text{を除く車両見積額の合計(税込み)}] + [\text{保険料等}^{\ast}\text{(非課税)}]\} \times 100/110$$

※保険料等：自賠責保険料、自動車重量税、リサイクル料

- (3) 郵送による入札は認めない。
- (4) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

### 4 入札注意書等の交付場所及び問い合わせ先

岡山県津山市小田中228-1

岡山森林管理署 総務グループ 電話 050-3160-6135

令和8年5月1日から令和8年5月26日まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までの間は除く。)とする。

### 5 入札の場所及び入札、開札の日時

- (1) 入札場所 岡山県津山市小田中228-1  
岡山森林管理署 会議室
- (2) 入札日時 令和8年5月27日(水)  
1~4号物件 10時00分(4件同時に入札執行)
- (3) 入札保証金の受付 岡山森林管理署  
8時45分から9時30分
- (4) 開札 入札締切後、直ちに開札する。

### 6 入札の無効

競争参加に必要な資格のない者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 7 入札保証金

### (1) 入札保証金の額

入札者は、入札執行前に、入札保証金として契約希望金額（入札書に記載した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額））の100分の5以上（円未満切り上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければならない。

この入札保証金を返還する場合は利息を付さない。

なお、落札となった物件に係る入札保証金は、契約締結時に契約保証金に充当する。

また、落札者が請書の提出に併せて売買代金全額を即納する場合は、入札保証金を全額返還する。

### (2) 入札保証金の国庫への帰属

落札者が落札決定の日の翌日から起算して10日以内に契約を結ばないときは、その落札は取り消され、入札保証金は国庫に帰属する。

## 8 契約保証金

### (1) 契約保証金の額

落札者は契約にあたり、契約保証金として落札金額（入札書に記載した金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額））の100分の10以上（円未満切り上げ）に相当する金額を、現金により納付しなければならない。

この契約保証金は、売買代金に充当する。

### (2) 契約保証金の国庫への帰属

落札者が契約を履行しない場合は契約を解除し、契約保証金は国庫に帰属する。

## 9 契約書作成の要否及び代金支払方法

契約書の作成を要する。ただし、落札者が代金を即納して売払い物品を引き取る時は、契約書に代えて請書を徴する。

代金は、即納の場合を除き契約締結の日から起算して20日以内に納付しなければならない。なお、納付期限が休日に当たる場合はその前日を納付期限とする。

## 10 その他

入札者が印紙税法上の課税法人（個人の非営業は除く）の場合は入札保証金（5万円以上）の返還に収入印紙（200円）が必要になるため、入札保証金の金額及び再入札の際の追

加提供を考慮した枚数を準備すること。

本公告に記載なき事項は、入札注意書等による。

#### お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、近畿中国森林管理局のホームページ「[http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki\\_hoji/index.html](http://www.rinya.maff.go.jp/kinki/apply/publicsale/kouki_hoji/index.html)」をご覧ください。